

消防団活動支援アプリ等の導入並びに運用業務実施要領

1 業務の目的

本業務は、消防団活動支援アプリ等を導入することにより、災害発生時の迅速な情報伝達と被害状況の可視化によるスムーズな消防活動の実現と、消防団員の出動報告等の負担軽減及び本市の出動報酬支払い事務の効率化を目的とする。

2 業務の概要

- (1) 名称 消防団活動支援アプリ等の導入並びに運用業務
- (2) 場所 都城市姫城町6街区21号
都城市 総務部 危機管理課
- (3) 内容 別紙1 仕様書のとおり
- (4) 履行期間 ア. 導入（構築）
契約締結の日から令和9年1月31日まで
イ. 運用（保守）
令和9年2月1日から令和14年1月31日まで（長期継続契約）
- (5) 提案上限額 6,380,000円
(消費税及び地方消費税相当額580,000円を含む)
ただし、以下のそれぞれの上限額を超えないものとする。
ア. 導入（構築） 1,100,000円
イ. 運用（保守）60ヶ月 5,280,000円
(初年度 176,000円)

3 プロポーザル方式を採用する理由

本案件は、消防団活動支援アプリ等に関する幅広く高度な専門知識を有し、確実かつ円滑な業務遂行能力等の総合的な能力が求められる。そのため、単に金額による選定ではなく、本業務に対する的確な提案と能力を有する事業者を広く公募し、評価することとし、公募型プロポーザル方式を採用する。

4 業務スケジュール（予定）

内 容	日 程
選定委員会発足（審査方法、評価項目及び評価視点の決定）	令和8年7月31日（金）
公告日	令和8年8月7日（金）
参加表明書の受付期間	令和8年8月7日（金）から 令和8年8月21日（金）まで
質疑の受付期間	令和8年8月7日（金）から 令和8年9月16日（水）まで

参加資格要件の審査通知	令和8年9月15日（火）まで
技術提案書提出要請書の送付	令和8年9月15日（火）
質疑への回答	令和8年9月24日（木）まで随時
技術提案書受付期間	令和8年9月15日（火）から 令和8年9月29日（火）まで
プレゼンテーション等の実施	令和8年10月7日（水）（予定）
プレゼンテーション等による優先交渉者の選定・通知	令和8年10月16日（金）まで（予定）
契約締結日	令和8年10月下旬（予定）

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性あり。

5 指名型か公募型かの別 公募型

6 参加資格要件

提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- （１）地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の４第１項に該当する者でないこと。
- （２）会社更生法（平成14年法律154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- （３）都城市内に営業所を有する者は、市税等について完納していること。また、国税について滞納がないこと。
- （４）役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- （５）参加申込書の提出期限から優先交渉者の選定までの間に、都城市の競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- （６）国及び地方公共団体等の発注による本業務の内容と同種の業務又は類似の業務を過去３年以内において、元請として受注した実績を有する者で、現在も継続してシステム保守サポートを行っていること。

7 技術提案書の作成要領

（１）作成要領

別紙２「技術提案書の作成要領」参照

（２）内容についての質問の受付及び回答

ア 受付期間：令和8年8月7日（金）から9月16日（水）午後4時30分まで

イ 受付方法：質問書（様式第5号）を電子メールにて提出すること。

ウ 提出先：「12 応募・問合せ先」と同じ。

エ 回答方法：令和8年9月24日（木）17時までに随時、参加表明書を提出した全ての事業者に電子メールにて回答する。

8 提出書類等

(1) 参加表明書

ア 提出書類

(ア) 参加表明書(様式第3号)

(イ) 事業者概要(任意様式 事業概要及び事業実績が分かるパンフレット等)

(ウ) 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

(エ) ①法人の場合: 役員等名簿(入札参加事業者等確認書)兼同意書(都城市暴力団排除条例施行規則様式第1号)及び誓約書(都城市暴力団排除条例施行規則様式第6号)

②個人の場合: 誓約書兼同意書(同規則様式第2号)(個人の場合)

(オ) 印鑑証明書

(カ) 決算報告書(直近1年分)

(キ) 納税証明書(直近1年分)

a 「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書(最寄の税務署で発行)

b 都城市税の滞納のない証明書(都城市内に本店又は営業所を有する法人等の場合)

※登記事項証明書ほか各種証明書は、提出日から遡り3か月以内に発行されたものに限る。

※(ウ) から(キ) までについては、本市の競争入札参加有資格事業者名簿に登載されている場合は省略できる。

イ 提出期間

令和8年8月7日(金) から令和8年8月21日(金) まで

ウ 受付時間

午前9時から午後4時30分まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日は除く日(以下「平日」という。)とします。

エ 提出方法

持参又は書留郵送により、「12 応募・問合せ先」に提出してください。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とする。

オ 提出部数

1部

カ 参加申込の結果通知

参加申込の結果について、令和8年9月15日(火) までに通知する。

キ 辞退届の提出

参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次に掲げる方法で提出すること。なお、この場合において、その他の事業において不利益を受けることはないものとする。

(ア) 提出書類

辞退届(様式第9号)

(イ) 提出期限

令和8年9月29日(火) まで

(ウ) 受付時間

平日午前9時から午後4時30分まで

(エ) 提出方法

持参又は書留郵送により、「12 応募・問合せ先」に提出してください。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とします。

(2) 技術提案書

ア 提出書類

- (ア) 技術提案書等提出書（様式第 6 号）
- (イ) 会社概要（様式第 7 号）
- (ウ) 業務実績（様式第 8 号）
- (エ) 業務実施体制（任意様式）
- (オ) 技術提案書（任意様式）
- (カ) 見積書（任意様式）

イ 提出期間

令和 8 年 9 月 15 日（火）から 9 月 29 日（火）まで

ウ 受付時間

平日午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

エ 提出方法

持参又は書留郵便により、「12 応募・問合せ先」に提出してください。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とします。

オ 提出部数

正本 1 部、副本 5 部（副本は複写でも可とします。）

9 審査方法

（1）選定委員会の構成

都城市プロポーザル方式等の実施に関する要綱（平成 24 年度告示第 254 号。以下「プロポーザル要綱」という。）第 7 条及び第 8 条の規定に基づき、消防団活動支援アプリ等の導入及び運用業務選定委員会を設置する。委員は、都城市の関係職員 5 人（危機管理課長、危機管理課副課長、同課消防団担当主幹、同課消防団担当副主幹及び山田総合支所地域生活課消防団担当副主幹）で組織する。

（2）審査方法

ア 第 1 次審査（書類審査）

提出された技術提案書を、別紙 3「評価項目及び評価基準」に基づいて審査し、高い評価を得た上位 3 者を選考する。ただし、プロポーザルの提案者が 3 者以下である場合は、第 1 次審査を省略し、第 2 次審査において提出書類審査及びプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施するものとする。

イ 第 2 次審査（プレゼンテーション及びヒアリングによる審査）

第 1 次審査により選考された者が、次に掲げるとおり、技術提案についてのプレゼンテーション及びヒアリングを行い、別紙 3「評価項目及び評価基準」に基づいて再度審査を行い、優先交渉者を選定する。

（ア）日程

令和 8 年 10 月 7 日（水）（予定）

（イ）出席者

1 者 4 名以内

（ウ）実施時間

1 者 4 0 分以内（質疑応答及び器機のセッティング・撤去に係る時間を含む。）

（エ）貸出物品

机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクター（HDMI ケーブル付き）とする。それ以外の物品については、提案者の負担において用意すること。

（３）評価項目及び評価基準

別紙 3 「評価項目及び評価基準」のとおり

（４）審査結果の通知

プロポーザル要綱第 12 条第 2 項の規定に基づき、全ての提案者に対して、様式第 2 号審査結果通知書により通知するものとする。この場合において、優先交渉者にならなかった者に対しては、理由を付して通知する。

（５）審査結果の公表

審査結果について公表の請求があったときは、秘密事項を除き、その内容を公表するものとする。

なお、企業ノウハウ等に属し、秘密とすべき事項があれば、あらかじめ当該事項を技術提案書において特定し、発注者に指示すること。

10 契約に関する事項

（１）契約の締結

優先交渉者と都城市の間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。

（２）契約保証金

契約締結に当たっては、受注者は都城市財務規則（平成 18 年規則第 65 号）第 119 条 1 項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第 119 条第 2 項各号に該当するときは免除とする。

（３）その他

ア 契約代金の支払は、導入（構築）については完了払、運用（保守）については月払いとする。

イ 優先交渉者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を優先交渉者とする。

11 その他

（１）次に掲げる事項に該当する場合、失格とする。

ア 提出期限までに技術提案書が到達しなかった場合及びプレゼンテーション審査に参加しなかった場合

イ 見積金額が、提案限度額を超えている場合

ウ 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

エ その他優先交渉者として選定するにふさわしくないと市が認める場合

- (2) 本プロポーザルに係る参加事業者側の費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (3) 技術提案書及び見積書は、1 者につき 1 提案に限る。
- (4) 提出された技術提案書等は返却しない。
- (5) 提出された技術提案書等は、優先交渉者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、都城市情報公開条例(平成 18 年条例第 28 号)に基づき対応する。
- (6) 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。
- (7) 技術提案書等の提出後、その内容について不明点等があった場合、本市より質問する場合がある。
- (8) 提出期限以降における技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。ただし、本市から指示があった場合は除く。
- (9) 提出された技術提案書等に虚偽の記載をした場合は、技術提案書等を無効とするとともに、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。
- (10) 参加事業者が 1 者の場合には、本プロポーザルを中止する場合がある。

12 応募・問合せ先

〒 8 8 5 - 8 5 5 5

宮崎県都城市姫城町 6 街区 2 1 号

【 都城市総務部危機管理課 】

電 話 0986-23-2129 (直通)

F A X 0986-26-0759

E-mail dan@city.miyakonojo.miyazaki.jp